福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例第21条に基づく

年　次　報　告　書

（令和５年度実績）

令和６年１１月

福　岡　県

１　本報告書の位置づけ

令和４年４月１日に施行した「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」第 21 条の規定に基づき、虐待の発生状況及びこどもを虐待から守ることに関する施策の実施状況等を年次報告書として取りまとめるもの。

【条例の概要】

１）基本理念（第１章関係）

- 虐待は、こどもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決してこれを行ってはならず、また、許してはならない。
- こどもを虐待から守るにあたっては、こどもの生命を守ることを最優先とするとともに、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を考慮しなければならない。
- 虐待は、社会的要因、経済的要因その他様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て中の家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

２）虐待の未然防止（第２章関係）

- 養育に不安や困難を抱える保護者への支援
- 虐待の未然防止に係る地域への啓発

３）虐待の早期発見及び早期対応（第３章関係）

- 相談又は通告しやすい環境の整備
- 児童相談所によるこどもの安全確認措置等
- 要保護児童対策地域協議会や警察との連携及び情報共有等

４）虐待を受けたこども及び保護者への援助等（第４章関係）

- 虐待を受けたこどもへの援助及び保護者への支援
- 配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援
- 医療関係者との連携協力体制の整備及び専門的な研修の実施

５）社会的養護の充実（第５章関係）

- 里親制度の啓発活動、里親の育成及び里親等への委託の推進
- 施設養育その他社会的養護に関する事業の充実
- 社会的養護下で育つこどもの自立支援

６）児童相談業務の充実等（第６章関係）

- 専門的な知識及び技術の修得に資する研修の実施
- 第三者評価を通した児童相談所業務の質の向上
- 虐待死亡事例等の検証と再発防止に関する取組の実施

（福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例全文）
https://kodomonofukushi.pref.fukuoka.jp/ordinance/

2　児童虐待相談の状況（県所管児童相談所分）

(1)　児童虐待相談対応件数

（単位：件）

	R１年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
県所管	4,652	5,280	6,184	6,760	7,547
政令市	4,559	4,992	5,048	5,572	6,137
県合計	9,211	10,272	11,232	12,332	13,684
全国	193,780	205,044	207,660	214,843	集計中

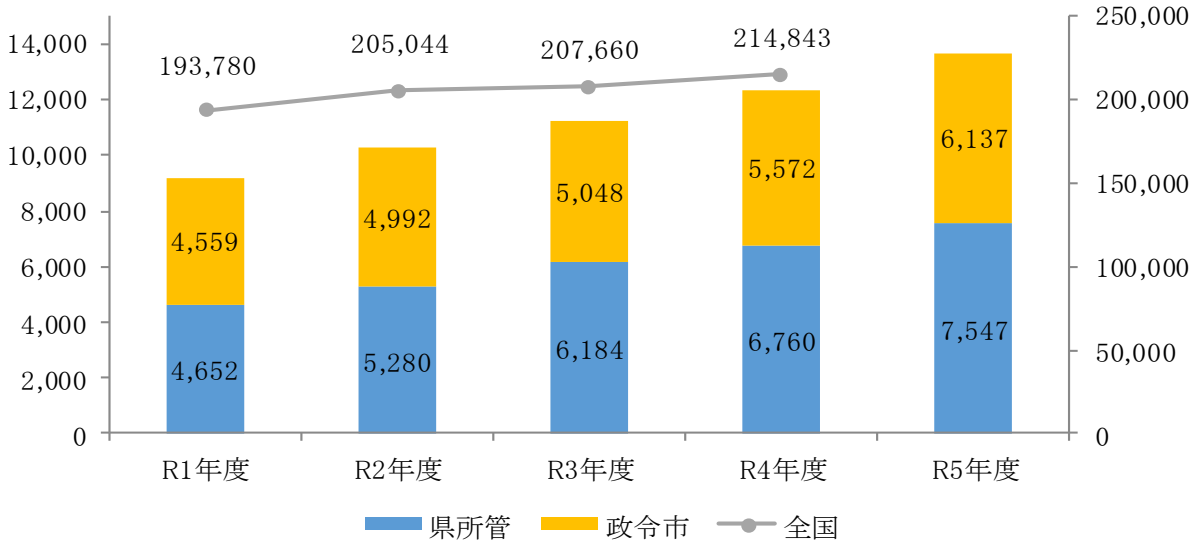

＜参考：県所管児童相談所別児童虐待相談対応件数＞

（単位：件）

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
福　岡	1,334	1,520	1,465	1,770	1,965
久留米	798	954	1,147	1,294	1,581
田　川	1,088	1,227	1,544	1,492	1,441
大牟田	395	440	428	485	568
宗　像	698	801	1,204	1,274	1,514
京　築	339	338	396	445	478
合　計	4,652	5,280	6,184	6,760	7,547

⑵　虐待種類別相談対応件数（令和５年度）

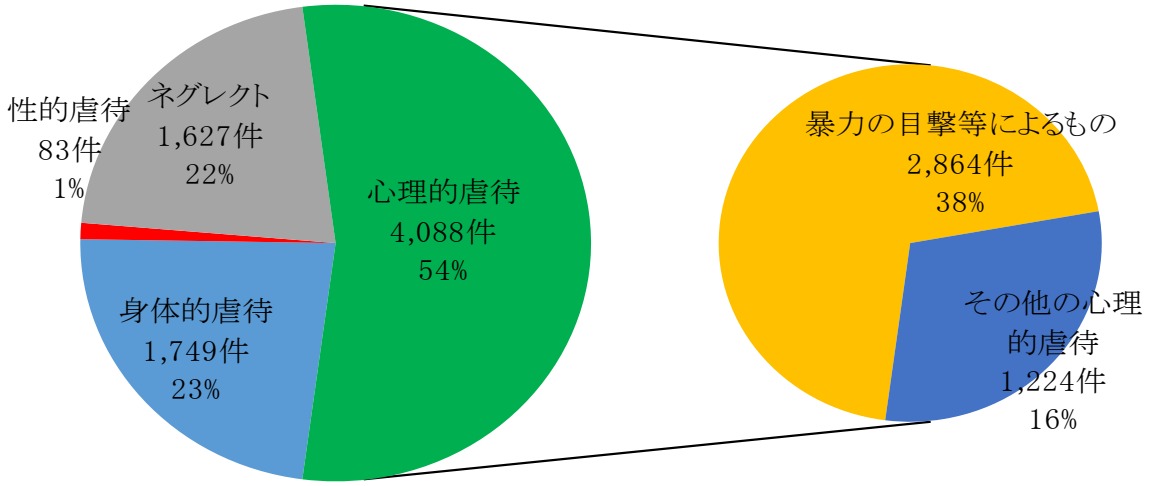

＜参考：虐待種類別相談対応件数の推移＞　　（単位：件）

	R１年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
身体的虐待	1,080	1,185	1,568	1,703	1,749
性的虐待	52	55	78	94	83
心理的虐待	2,732	3,162	3,492	3,748	4,088
ネグレクト	788	878	1,046	1,215	1,627
合　計	4,652	5,280	6,184	6,760	7,547

⑶　虐待種類別・年齢別対応件数（令和５年度）　　（単位：件）

	合計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
０歳～３歳未満	1,356	144	1	882	329
		10.5%	0.1%	65.1%	24.3%
３歳～学齢前児童	2,083	445	14	1,083	541
		21.3%	0.7%	52.0%	26.0%
小学生	2,666	736	36	1,367	541
		27.6%	1.3%	51.3%	19.8%
中学生	999	302	27	504	166
		30.2%	2.7%	50.5%	16.6%
高校生・その他	443	122	5	252	64
		27.5%	1.1%	56.9%	14.5%
合　計	7,547	1,749	83	4,088	1,627
		23.2%	1.1%	54.2%	21.5%

⑷　虐待相談の経路別対応件数（令和５年度）

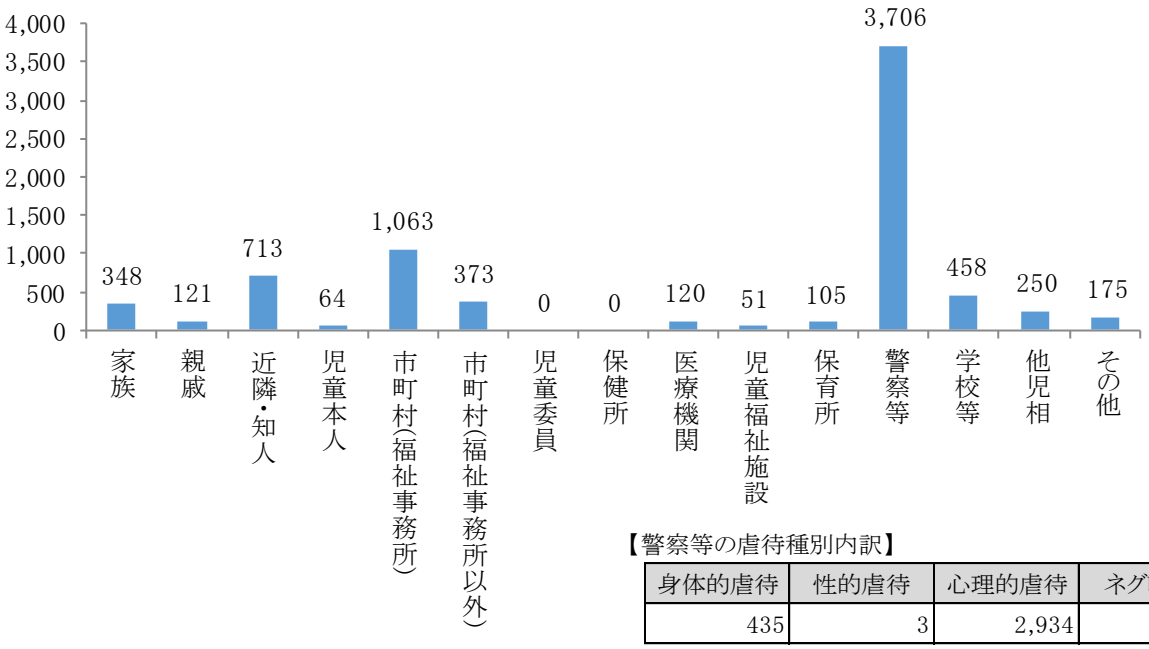

【警察等の虐待種別内訳】

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
435	3	2,934	334

⑸　虐待相談に係る一時保護の実施状況（令和５年度）

①　一時保護の開始

（単位：延べ人）

	前年度末継続保護	0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15 歳以上	合　計
所内一時保護	8	49	197	131	72	457
委託一時保護	28	160	134	105	63	490
合　計	36	209	331	236	135	947
	3.8%	22.1%	35.0%	24.9%	14.3%	100.0%

②　一時保護の解除

（単位：延べ人）

	児童福祉設入所	里親委託	他児相・機関移送（※1）	家庭裁判所送致	帰宅	その他（※2）	合計	うち、職権保護	延べ一時保護日数
所内一時保護	8	7	143	0	274	15	447	242	6,066
委託一時保護	70	19	227	0	107	34	457	157	11,116
合　計	78	26	370	0	381	49	904	399	17,182
	8.6%	2.9%	40.9%	0.0%	42.1%	5.4%	100.0%	44.1%	

※１　児童相談所の保護施設や保護委託先が変更となったもの

※２　親戚宅に引き取りとなった場合や医療機関に入院となった場合など

３　児童虐待防止等に関する施策の実施状況

⑴　虐待の未然防止（第２章関係）

①　　ＳＮＳ相談事業「親子のための相談ＬＩＮＥ」

コミュニケーションの手段として普及しているＳＮＳを活用した相談窓口「親子のための相談ＬＩＮＥ」を開設し、子育てに対する不安や家族関係の悩みなど、子育て中の保護者やこどもからの相談に対応しています。

【SNS 相談対応件数】

相談受付件数：603 件

②　児童虐待防止に係る広報啓発

県民の児童虐待への関心を高め、虐待に関する理解を深めてもらうため、県や市町村の広報媒体等の活用に加え、「体罰によらない子育て」などについて分かりやすく説明したリーフレットやホームページを作成し、広報啓発に取り組みました。また、こどもを対象に、「こどもの権利」や困っている場合の相談先などをまとめたリーフレットを作成し、周知を図りました。

③　市町村におけるこども家庭相談支援体制等の充実

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会における調整担当者の専門性の向上や構成機関との連携強化に取り組みました。

【こども家庭センター設置状況（政令市含む）】

令和６年４月１日時点　　５９市町村

④　児童家庭支援センター助成事業

民間が持つ専門的ノウハウや機動性、柔軟性を活用して、こどもに関する様々な相談に対応する児童家庭支援センターを設置し、こども、家庭、地域住民等からの相談にきめ細かな支援を実施しています。

【設置状況及び相談対応件数】

こども家庭支援センター あまぎやま（大牟田市）　　延べ 668 人、3,018 件
子ども家庭支援センター 風と虹（筑後市）　　延べ 782 人、2,726 件

⑤　特定妊婦等母子支援事業

予期せぬ妊娠や出産後の養育への不安に悩む妊産婦や特定妊婦を対象に、児童相談所や市町村、産科医療機関等と連携して、妊娠期から産後の生活まで、一貫した支援を行う相談窓口を開設しています。

【設置状況及び相談対応人数】

産前産後母子支援ｽﾃｰｼｮﾝＭａｍａＲｉｚｕｍｕ（ﾏﾏﾘｽﾞﾑ）（福智町）　　110 人
福岡にんしん１１０番Ｌｉｎｋ（ﾘﾝｸ）（大刀洗町）　　235 人
こどもと女性包括支援ｾﾝﾀｰhalu（ﾊﾙ）（大野城市）（新規）（R5.10 月～R6.3 月）31 人

⑵　虐待の早期発見及び早期対応（第３章関係）

①　24 時間 365 日相談体制機能強化事業

夜間･休日を含めて 24 時間 365 日、いつでもこどもや家庭からの相談を受け付けることが可能な体制を確保しています。

【電話相談対応件数】
児童虐待相談：952 件、その他児童相談：7,555 件

②　児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールの活用

児童相談所と市町村では、虐待対応に当たり「共通リスクアセスメントツール」を用いることにより、事案の緊急度や重症度などについて共通理解の形成や円滑な情報共有を図りながら、適切なこどもの安全確保や家庭への継続的な指導・支援に繋げています。

③　市町村支援・連携強化事業

児童相談所は、要保護児童対策地域協議会で協議される虐待相談について、実務者会議の場において市町村や関係機関と情報の共有や援助方針の検討を行うとともに、改めて児童相談所内で緊急度及び重症度を判断し、必要があると認める場合には、速やかに安全確認や一時保護を行っています。

④　警察との連携強化

威圧的な保護者への適切な指導や警察との円滑な情報共有及び連絡調整を行うため、児童相談所に４名の警察官を配置するとともに、立入調査や臨検・捜索に当たり、適切な役割分担の下、こどもの迅速かつ確実な安全確認や一時保護を行うことができるよう、児童相談所と警察との合同研修を実施しました。

【合同研修の開催実績】
開催回数：２回
参加者数：98 名（児童相談所 29 名、警察 29 名、市町村 40 名）

また、虐待の早期発見や再発防止を図るため、県、警察、北九州市、福岡市の４者で締結した虐待事案の情報共有に関する協定に基づき、児童相談所と警察の間で情報共有を行っています。

⑶　虐待を受けたこども及び保護者への援助等（第４章関係）

①　親子のきずな再生事業

児童相談所において、虐待を理由に離れて暮らす親子などに対し、個々の家庭の課題や環境に合わせて作成した支援計画に基づき支援を行い、親子関係の再構築を図りました。

【事業実績】　家庭復帰：20 名、親子関係改善：24 名

②　カウンセリング事業

子育てや親子関係など、様々なストレスからこどもを虐待してしまった保護者に対して、精神科医等によるカウンセリングを通じて、保護者の心理的な葛藤や不安を和らげ、育児方法の改善につなげることにより、虐待の防止や家族の再統合を促しました。

【事業実績】　開催回数 12 回、実施対象者数：延 20 名

③　配偶者暴力相談支援センターとの連携強化

配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が、ＤＶと児童虐待の特性や関連性を理解した上で、相互に連携協力しながら母子の安全確保やケアに取り組むことができるよう、講義や事例検討による合同研修を開催しました。

【事業実績】　参加者数：50 名（児童福祉関係者 16 名、婦人保護関係者 34 名）

④　児童虐待防止医療ネットワーク事業

児童虐待対応へのノウハウを有する病院を拠点病院に指定し、地域におけるネットワークづくりを行うとともに、医療従事者を対象とした虐待対応研修を開催し、地域医療機関の児童虐待への対応力向上を図りました。

【拠点病院】
株式会社麻生　飯塚病院（飯塚市）
社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院（久留米市）
（参考：政令市指定の拠点病院　北九州市立八幡病院、福岡大学病院）

【研修開催実績】
医療従事者のためのこども虐待対応研修（ＢＥＡＭＳ stage1 stage2）
296 人（うち、医療従事者 177 人、児童相談所 31 人、市町村 71 人）

⑷　社会的養護の充実（第５章関係）

①　里親養育の包括的な支援体制の構築

質の高い里親養育を行うため、児童相談所に里親専任職員を配置するとともに、ＮＰＯ法人や乳児院、児童養護施設等の民間機関に、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後のサポートまで包括的な里親支援（フォスタリング業務）を委託しています。

【民間フォスタリング機関】
福　　岡：（特非）キーアセット（Ｒ２年度～）
久留米・大牟田：（社福）慈愛会（Ｒ２年度～）
宗　　像：（社福）日本傷痍者更生会（Ｒ３年度～）
田川・京築：（社福）鞍手児童福祉会（Ｒ３年度）
　　（社福）嘉穂郡社会福祉協会（Ｒ４年度～）

【里親等委託率】　※括弧内は平成 30 年度実績

３歳未満	31.5%（ 9.9%）
３歳以上就学前	30.6%（16.2%）
就学期以降	28.8%（23.2%）
全年齢	29.4%（20.7%）

②　施設におけるケアの個別化の推進

行動や情緒面で課題を抱えるこどもなど、手厚い養護が必要なこどもに対して、家庭的な環境の下で安定したきめ細かなケアを行うことができるよう、国の支援制度の活用等により、地域小規模児童養護施設の設置や小規模グループケアの実施を推進しています。

【施設における小規模化の状況】
地域小規模児童養護施設の設置：11 施設のうち、9 施設 16 か所
小規模グループケアの実施：14 施設のうち、12 施設 37 か所

③　自立に向けた支援の充実

里親宅や施設等で生活するこどもたちが、円滑に社会的自立を果たし、継続して安定した生活ができるよう、児童福祉等の専門スキルを持ったスタッフが、里親委託又は施設入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就業支援等を行うとともに、こどもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供しています。

【相談支援実績】
相談・支援:414 人・3,075 回、フリースペース利用：64 人・261 回

⑸　児童相談業務の充実等（第６章関係）

①　相談関係職員研修事業

児童相談所や市町村において、こどもの最善の利益を最優先にしながら、こどもとその家庭に対して適切な支援や指導を行うことができる人材の育成を図るため、児童福祉法などで義務付けられている研修のほか、実践的な支援技術の習得や関係機関との連携を目的とした研修を実施しました。

【開催実績（研修名及び参加人数)】

児童福祉司任用前講習会　75 人（うち、市町村 28 人）
児童福祉司任用後研修　　32 人
要保護児童対策調整機関の調整担当者研修　市町村 38 人
指導教育担当児童福祉司任用前研修　9 人
ﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄﾂｰﾙに係る児童相談所･市町村合同研修会 100 人（うち、市町村 69 人）

②　児童相談所の職員体制等の充実

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進や市町村を始めとする関係機関との連携強化を図るため、法令等に基づき児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、職員体制の充実に取り組んでいます。

【職員配置数の推移】※ 各年度４月１日時点の配置数、括弧内は前年度比の数値

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
児童福祉司	138 名	153 名(+15 名)	168 名(+15 名)
児童心理司	54 名	68 名(+14 名)	71 名(+ 3 名)

③　法的対応機能強化事業

こどもの安全確保や虐待を行う保護者への指導にあたり、児童相談所が法的知見を踏まえた的確かつ迅速な対応ができるよう、常勤弁護士（２名）の配置や児童虐待防止協力弁護団との契約により、法的対応機能の向上を図っています。

④　医学的対応機能の整備

こどもの安全確保や虐待を行う保護者への指導にあたり、児童相談所が医学的知見に基づく的確な判断や対応ができるよう、常勤保健師（６名）に加え、児童精神科医等の非常勤医師を配置するなど、医学的対応機能の向上を図っています。

⑤　児童相談所第三者評価

児童相談所及び一時保護所の業務の質や専門性の向上を図るため、外部有識者等による第三者評価を受審しました。

【実施状況】

対　　象：久留米児童相談所・宗像児童相談所
評価機関：(一社) 日本児童相談業務評価機関
※第三者評価報告書
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/daisansyahyouka.html